

主治医の方へ

横浜家庭裁判所

ご存知のこととは思いますが、精神上の障害により判断能力が不十分な方を法的に保護する制度を成年後見制度といい、家庭裁判所は、本人の親族などの申立てに基づいて、後見開始等の審判をしています。

本人の親族などが家庭裁判所に後見開始等の審判を求める申立てをするにあたっては、本人の診断書の提出が必要ですので、主治医におかれましては、親族などから求めがありましたら診断書を作成くださいますようお願いいたします。

なお、診断書の様式として、「診断書（成年後見制度用）（横浜家庭裁判所本庁・各支部提出用）」にご記入くださいますよう、併せてお願い申し上げます。

さて、家庭裁判所が申立てを受け付けた後の手続になりますが、後見開始または保佐開始の申立てがなされた場合、家庭裁判所は原則として、医師に本人の精神鑑定をお願いしています。

成年後見制度における精神鑑定とは、要は財産管理能力の有無や程度を明らかにするための手続であり、また、成年後見制度を利用しやすくするためにも、手続的に簡便な鑑定が求められています。平成12年4月に新たな成年後見制度が始まった後、家庭裁判所は、精神科医に限ることなく広く主治医の方に鑑定をお願いし、医師のご協力をいただいております。

つきましては、主治医の方には、申立て後に行われる鑑定につきましても、是非ご担当いただきたく、重ねてお願い申し上げます。

また、鑑定をご担当いただけるか等について、主治医の方のご意向をあらかじめ確認させていただきたいので、お手数ですが、診断書と併せて「診断書附票（横浜家庭裁判所）」にもご記入くださいますようよろしくお願い申し上げます。

※ なお、最高裁判所が作成している「新しい成年後見制度における鑑定書作成の手引」をご覧になりたい場合は、裁判所ホームページ (<http://www.courts.go.jp/>) の最高裁判所のホームページ中、「裁判手続：家事事件について」の「第9 その他」をご覧いただくか、横浜家庭裁判所あてご連絡ください。

診 断 書 (成年後見制度用) (横浜家庭裁判所本庁・各支部提出用)

1 氏 名: _____ 男・女 _____ 年 月 日生 (_____ 歳)

住 所: _____

2 医学的診断 (入院中 通院中 その他)

(1) 診断名 1 _____ 2 _____ 3 _____
(発症 年 月 日) (発症 年 月 日) (発症 年 月 日)

(2) 精神上的の障害の程度 重度 中等度 軽度 (障害認定 級)
特記 _____

※注 (裏面参照) 療育手帳 (A1 A2 B1 B2)

知能指数 IQ = _____ (_____ 歳程度) 検査日 _____

(3) 現在の状態 植物状態である 植物状態に準ずる その他

- 移動は自力でできない 寝たきり状態である 発語ができない
- 声を出しても意味のある発語ができない 会話ができない
- 簡単な命令に反応することはあるが、それ以上の意思の疎通ができない
- 目で物を追っても認識はできない 経管栄養 摂食は自力でできない
- 摂食は常に他の介助を要する 尿失禁状態

特記 (介護認定 要介護 _____)

(4) 所見 (現病歴, 現在症, 重症度, 現在の精神状態と関連する既往症・合併症など)

3 回復の可能性 全くない ほとんどない ある その他

4 判断能力の程度 _____ 裏面を参照の上記載してください

後見程度 保佐程度 補助程度

5 判定の根拠, 説明

- 言語による意思疎通ができない 身体動作による意思疎通ができない
 - 年齢や経歴の記憶力がない
 - 場所や時間の見当識がない 自分の家族の区別がつかない
 - 計算はまったくできない
 - 理解力, 判断力が極めて障害されている
 - 長谷川式認知スケール (HDS-R) を実施 できる (_____ 点 (検査日 . . .)) できない
 - 脳の萎縮が著しい (頭部CTスキャン MRI の画像診断による)
- 特記 (補助程度と判定された場合には, 必ず記載してください。)

以上のとおり診断します。

平成 年 月 日

病院名・所在地 _____

診療科 _____ 科 電話番号 (_____)

担当医師氏名 _____ 印

後見の概要

後見の対象者は、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」(民法7条)です。

これは、**自己の財産を管理・処分できない程度に判断能力が欠けている者**、すなわち、日常的に必要な買い物も自分ではできず誰かに代わってやってもらう必要がある程度の判断能力の者のことです。

保佐の概要

保佐の対象者は、「精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な者」(民法11条)です。

これは、判断能力が著しく不十分で、**自己の財産を管理・処分するには、常に援助が必要な程度の者**、すなわち、日常的に必要な買い物程度は単独でできるが、不動産、自動車の売買や自宅の増改築、金銭の貸し借り等、重要な財産行為は自分ではできない程度の判断能力の者のことです。

補助の概要

補助の対象者は、「精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な者」(民法14条1項)です。

これは、判断能力が不十分で、**自己の財産を管理、処分するには援助が必要な場合があるという程度の者**、すなわち、重要な財産行為は、自分でできるかもしれないが、できるかどうか危うがあるので、本人の利益のためには誰かに代わってやってもらった方がよい程度の判断能力の者のことです。

新しい成年後見制度における診断書作成の手引(最高裁判所事務総局家庭局)を参照

表面の「注：」について

この欄は知的障害者の場合にのみご記入ください。

(過去に更生相談所などで判定されている場合、お手元の資料を参照の上、ご記入ください。この診断書記載のためだけに知能検査等を実施していただく必要はありません。)

診 断 書 附 票

(横浜家庭裁判所)

後見開始または保佐開始の審理には、本人からの意見聴取と、本人の財産管理能力などに関する精神鑑定が原則として必要となっております。

そこで、診断書を作成された先生に鑑定も依頼できるかどうかお伺いしたいので、お手数ですが、下記事項にもご回答ください。

なお、新しい成年後見制度においては、精神科医に限ることなく広く主治医の方に鑑定をお願いし、医師のご協力をいただいております。

1 本人が成年後見制度や申立ての意味を理解して、申立ての内容や後見人選任について意見を述べるのが可能な状態でしょうか。

制度や申立ての意味を理解して意見を述べることは不可能である。

制度や申立ての意味を理解して意見を述べることは可能である。

その他 ()

2 今後家庭裁判所から精神鑑定の依頼があった場合

鑑定を担当できる。(3もご回答ください。)

鑑定は担当できないが、下記の医師を紹介できる。

氏 名 :

所属病院 :

連絡先 : 住 所

電話番号 ()

その他

.....
.....

(鑑定を担当していただける場合に御回答ください。)

3 実際の鑑定に関して

(1) 鑑定費用について

(※裁判所としましては、主治医の方の場合は、できれば、すべて込みで5万円
でお願いしたいと考えております。)

裁判所に一任する。

_____万円を希望する。

その他 ()

(2) 鑑定期間について(※多くの事例で、30日前後で、ご担当いただいております。)

鑑定には、_____日間必要です。

(3) 鑑定料の振込先

鑑定医個人の口座 その他

(4) 最高裁判所作成の「成年後見制度における鑑定書作成の手引」の送付について

不要 必要

※ なお、正式な鑑定依頼は、申立人が鑑定費用を当裁判所へ予納した後に、改めて文書にて差し上げます。